

平成27年度沖縄借料予算が「1.35%増」で決定される



発行所
一般社団法人
沖縄県軍用地等地主会連合会
北谷町字桑江129番地4
発行人 比嘉宏仁
電話 (098) 923-2258
FAX (098) 923-2257

土地連ホームページ
土地連 検索
www.okinawa-tochiren.jp

主な紙面紹介
1面 平成27年度沖縄借料予算が「1.35%増」で決定される
2面 平成27年度税制大綱に返還に伴う拡充措置が盛り込まれる

政府は、平成27年1月14日の臨時閣議において、「平成27年度一般会計歳入歳出概算について」と「平成27年度税制改正の大綱について」を決定しました。この閣議決定に基づき、平成27年度の沖縄県の駐留軍用地等の借料予算は、「対前年度比1.35%増」の約977億9千万円となることになりました。また、駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置が拡充され、返還に伴う税制措置として、先行取得できる期間の延長と面積要件が廃止されることになりました。

なお、予算と法律の改正は、最終的に国会での審議を経て成立することになりますが、本会では、関係機関と連携を密にしながら、要請、政策提言活動に取り組んでいきます。

「総会」の決定に基づき要請活動を展開

平成27年度の借料の要請については、平成26年6月26日に開催された「第91回定時会員総会」において、次のとおり決定されました。

- 「平成27年度軍用地等借料の増額措置について(要請)」
- 要求額 1016億円
- 前年比 4.4%増(43億円増)

本要請にあたっては、この間、「評価地目の適正な見直し」を実現するため、段階的に実現可能な要求額を算出し、要請していくことを基本的な考え方として決めてきたものであります。平成27年度の要求についても、この考え方を継続させ、評価地目や借料の支払単価の見直しに向け、前年度未達成額も併せて要求していくことになりました。

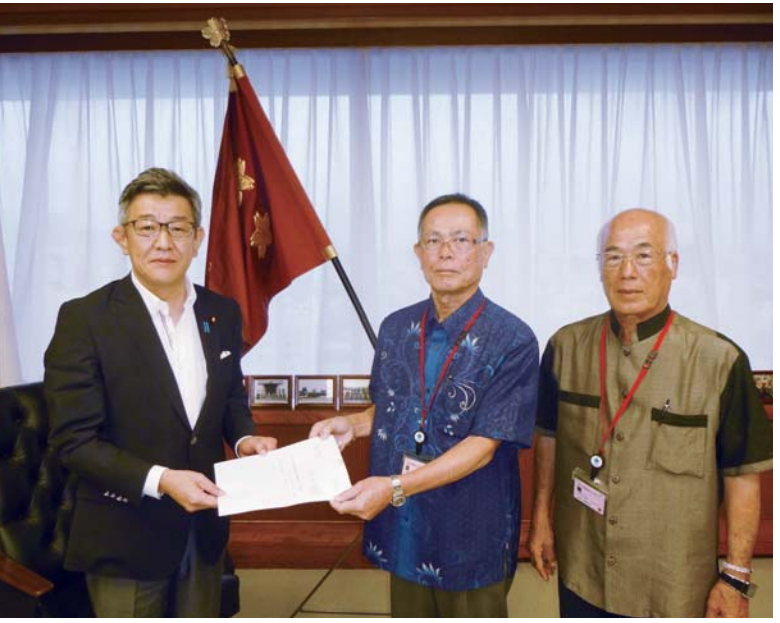
上乗せ交渉の結果、概算要求額が決定

平成27年度借料予算について、平成26年7月25日に閣議了解されました

行いました。要請では、三役が武田副大臣に面会し、眞喜志会長から要請の趣旨を述べ、大臣宛の要請書を手交しました。その後、役員全員で、岡地方協力局長と面談し、地権者や地主会を取り巻く情勢や地域の実例を踏まえながら評価地目の見直しの必要性について、理事が訴えました。

さらに、三役は7月10日に、県選出国会議員を訪問して、防衛省へ要請した内容を説明しながら、借料の増額措置について側面的に支援してもらうよう要請しました。

本省での要請を踏まえ、7月15日には沖縄防衛局に対して、要請した結果報告を交えながら同様に要請書を手交し、増額措置に向け、現地局も取組んでもらうよう強く求めました。



武田防衛副大臣へ要請書を手交する眞喜志会長

「平成27年度概算要求額(沖縄借料)について」
○予算案 約977億9千万円
○前年比 1.35%増(約13億円増)

「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針については」に基づき、防衛省は沖縄の借料予算について概算要求額を本会に対して、8月1日に提示しました。提示された概算要求額は、「対前年度比1.1%増」(10億6千万円増)であり、本会から要請した

防衛省への要請は、8月21日に全役員が上京して行われたが、面談した山本地方協力局長に対し、眞喜志会長から提示のあった概算要求額は受け入れることはできず、上乗せを求めて上京した旨を報告し、再考を促しました。それに対して、防衛省側から「対前年度比1.25%増」の提示を得たことから、同日、現地で緊急理事会を開催し、その対応について協議しました。その結果、更なる上乗せを目指すこと、交渉は三役に一任すること、決定し、三役が再交渉に臨むこととなりました。



予算確保のお礼で西防衛事務次官を表敬した三役

政府案は概算要求額どおり満額を確保

平成27年度の予算は、平成26年12月に衆議院が解散総選挙となったことから、予算編成は越年となりました。本会では、この間、概算要求額が政府案として満額確保できるよう、関係機関と情報、意見交換を行いました。

第三次安倍内閣が発足され、予算が閣議決定される見通しとなったことから、三役は上京して、確認を行いました。防衛省へは、平成27年1月15日に訪問し、

西事務次官へ表敬し、概算要求額どおり確保できた旨の説明を受け、眞喜志会長は、予算確保へのお礼を述べました。

さらに、中島地方協力局長に対してもお礼を述べながら、引き続き国会にて予算が成立するよう協力を求めました。

三役は、14日、県選出国議員を訪問し、国会において沖縄の借料予算が政府案どおり成立するよう要請しました。

平成27年度税制大綱に返還に伴う拡充措置が盛り込まれる

「返還」への要請を地主会と連携して実施

沖縄県の駐留軍用地の返還をめぐることは、政府は、平成24年4月27日に日米安全保障協議委員会（「3つの共同発表」）にて、「3つの区分（「速やかに返還」「沖縄で代替施設が提供され次第、返還可能」「海兵隊の移転に伴い返還可能）」を発表し、その後、平成25年4月5日には、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」によって、いわゆる、嘉手納より南の6施設・区域を返還することを決定しました。

本会では、駐留軍用地を返還する際は一貫して跡地に支障をきたすことなく、地権者が不利益を被ることがないように要請してきました。

とりわけ、「細切れ返還」が適切で、円滑に行えるよう国に求めてきました。一方で、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）」が平成24年に制定され、支障除去の徹底や給付金の拡充が図られました。しかしながら、公共用地の先行取得については期間や面積に制約があるなど、課題も明らかになってきました。

こうした状況を踏まえ、本会では本年度も継続して、駐留軍用地の返還についての要請を行うことを平成26年9月25日の理事会において決定しました。

要請のとりまとめは、事前に関係する地主会との意見交換を行って、要望事項の集約を図ってきました。

要請書では、次のとおり「統合計画」と税制の2つの事項に分けて具体的に要望しました。

「沖縄における駐留軍用地の返還について（要請）」 要望事項抜粋

1 「統合計画」に関する要望

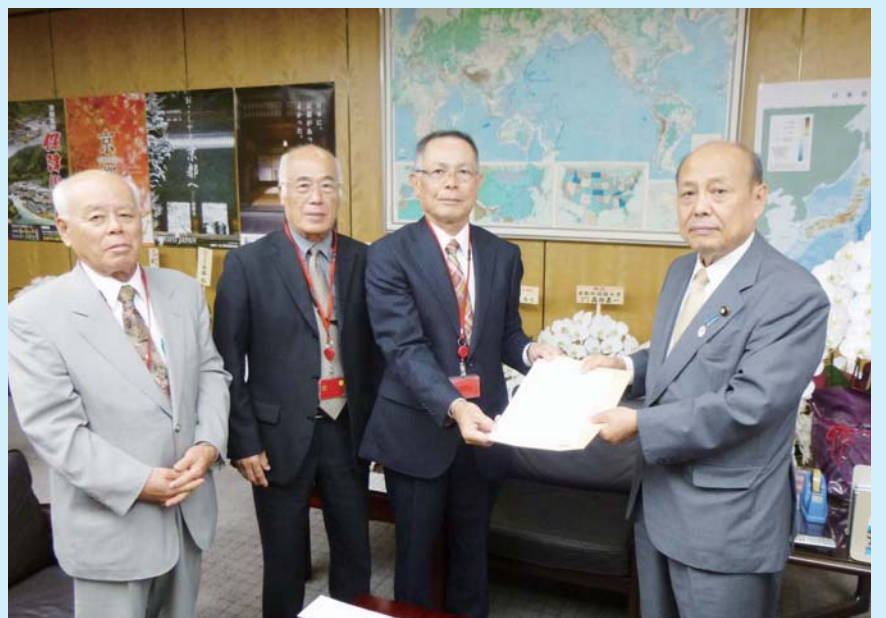
- (1) 駐留軍用地を返還する際は、分割返還、細切れ返還することなく、跡地利用が適切で、円滑に実施できるような措置を講じること。
- (2) 返還にあたっては、跡地利用推進法が適用され、その基本理念に則り、地権者が不利益を被ることがないように、適切な措置を講じること。
- (3) 返還に関する情報は、地権者、関係地主会、本会に対して速やかに情報提供及び意見聴取を行うなど適切に対応すること。また、返還地の関係地主会だけでなく、移設先の関係地主会に対しても同様に対応し、地権者が不利益を被ることがないように、適切な措置を講じること。

2 返還に伴う税制に関する要望

- (1) 駐留軍用地の公共用地先行取得に係る特例措置を拡充するため、以下の措置を講じること。
 - ① 先行取得できる期間の延長
(駐留軍用地返還まで ⇒ 所有者等への引渡しまで)
 - ② 先行取得できる土地の面積要件の廃止
(200㎡以上（市町村条例等の定めで100㎡以上） ⇒ 廃止)
- (2) 駐留軍用地の返還後、返還地の引渡しから使用・収益までの間、地権者の経済的負担を軽減するため、固定資産税の負担軽減・調整措置を図るなど税制上の特例措置を講じること。



関係機関へ要請書を手交する眞喜志会長（写真右は、二之湯総務副大臣、真中は石川防衛大臣政務官、左上は、宇都外務大臣政務官、左下は阪本内閣府審議官）



土地連、沖縄県の税制要望が取上げられる

要請活動は、三役と関係する地主会の会長が共同で、平成26年9月29日に沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、沖縄総合事務局、沖縄県に対して行いました。さらに、三役は10月3日に上京し、外務省、内閣府、防衛省、総務省にそれぞれ所管する事項について要請を行いました。

とりわけ、返還に伴う税制に関する要請では、平成26年8月に沖縄県が国へ、先行取得の期間と面積に関する要件の見直しを求めていることから、本会では県や関係地主会と連携しながら実現できるように強く求めていきました。

こうした要請を受けて、内閣府沖縄担当部局では平成27年度税制改正要望として、「駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置（拡充）」（期間の延長、面積要件の廃止）を定めることを決めました。

その後、三役に対して、自由民主党沖縄県支部連合会から、

平成26年12月30日に政権与党の税制大綱に返還に伴う税制の拡充措置を決定した旨の説明を受けたことから、眞喜志会長は県選出国会議員をはじめ県連役員に対してお礼を述べました。

さらに、平成27年1月14日には、政府の「平成27年度税制改正の大綱」が閣議決定されたことから、三役は上京し、内閣府の阪本審議官、閣政策統括官を表敬し、眞喜志会長がお礼を述べながら、引き続き税制改正の法案成立に向けて取り組んでいくようお願いしました。



井上沖縄防衛局長に対し、要請書を手交する眞喜志会長

その後、三役に対して、自由民主党沖縄県支部連合会から、